

矢板市空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化や管理不全により周辺住民等に重大な被害が及ぶ危険な空家等を解消するため、所有者の自発的な解体を促し、周辺住民等の安全や生活環境の保全を図ることを目的とし、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に規定する不良住宅と判定された空家等を解体する者に対して、矢板市空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法第2条第4項に規定する居住の用に供することが著しく不適当な住宅をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 矢板市内に存する空家等で、不良住宅に該当するもの。
- (2) 営利目的で所有している住宅でないこと。
- (3) 所有権以外の権利が登記されていないこと。

(4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家等の所有者又は相続人（共有の場合は、所有者全員の同意があること。）

(2) 本市の市税を滞納していない者

(3) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家等の解体、撤去及び処分に係るものであって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事とする。ただし、請負業者は、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 法第14条第3項の規定による命令を受けた空家等に係る工事

(2) 補助金の交付が決定する前に着手した工事（緊急に工事を要する状況にあるため、事前に届け出た場合を除く。）

(3) 他の制度による補助金の交付を受けようとする工事

(4) 補助対象空家等の一部のみを解体する工事

- (5) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の解体工事
- (6) その他市長が補助の対象にしないと認める工事

(補助金の交付額等)

第6条 補助の範囲は、別表の額を上限として、予算の範囲内においてこれを交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等解体費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名住所及び生年月日を確認できる書類の写し
- (2) 位置図及び補助対象工事着工前の写真
- (3) 建物の登記事項証明書（未登記建物は所有者及び建築年月日の分かるもの）
- (4) 補助対象工事に係る見積書又は契約書の写し（補助対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの）
- (5) 申請者と補助対象空家等の所有者の関係が確認できるもの
- (6) 市税完納証明書
- (7) 同意書（所有者又は相続人が複数人の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空家等解体費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、第7条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに空家等解体費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは空家等解体費補助金変更決定通知書（別記様式第4号）を当該申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 申請者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に補助対象工事に着手しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（完了報告）

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、市長が定める期日までに、空家等解体費補助金完了報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事費内訳書
- (2) 解体工事等に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事状況写真（工事前及び完了時の写真）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第12条 空家等解体費補助金完了報告書を提出した申請者が補助金の交付を受けようとするときは、空家等解体費補助金交付請求書（別記様式第6号）に、交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を空家等解体費補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 補助の対象 | 対象地区 | 上限額 | 備考 |
|--|------------------|------|----|
| 補助対象工事に要する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） | 矢板駅西地区 の用途地域内 | 60万円 | |
| | その他の地域 | 50万円 | |